

令和 5 年 5 月 15 日

ナーサリーつづき保護者各位

ナーサリーつづき

園長 湊崎端穂子

看護 池上美里

令和 5 年 5 月 8 日以降のナーサリーつづきにおける保育活動について

新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行し、これまで 3 年余に及んだ感染症への対応にも、一つの節目を迎えることとなりました。

横浜市では令和 5 年 5 月 7 日をもって「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の保育園医への連絡について」「季節性インフルエンザに係る意見書の取り扱いについて」は廃止することとされ、今後、基本的な感染症対策については「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って感染症対策の実施してまいります。ナーサリーつづきでもこの新たな考え方に則り、引き続き感染症対策を講じながら、保育活動を実施してまいります。この改訂を踏まえ、横浜市より保護者向けに発行された 5 月 8 日以降の保育所等における感染症対策について、HP に掲載しましたが、その他の事項について、以下にまとめましたので、ご参照ください。

今まで		令和 5 年 5 月 8 日以降
検査を受けたときに園に連絡、結果は陽性陰性両者連絡 (土日も園携帯に連絡)	園への 検査の報告	陽性の場合、園に電話連絡 (園生活の手引き P28 参照) (土日の連絡は不要)
感染者と最終接触した翌日から 5 日間不要不急の外出自粛 ライデンメールにて周知	濃厚接触者	法律に基づく外出自粛は求めない
	陽性者発生時の 保護者への周知	感染症・欠席状況揭示表にて周知 (ひかりの広場にて揭示)
実施	黙食	終了
37.5 度以上	お迎え 連絡体温	37.5 度以上 (変更なし)
不要	登園時 必要書類	医師記入の登園許可証 (登園時に提出が必要です)

感染症対策については個人、ご家庭の判断としつつも、引き続き、三密の回避、手洗い等の手指衛生及び、換気等の基本的な感染防止対策を推奨しています。新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症とはなりましたが、この先、感染が広がる可能性もあります。地域や保育園の感染状況によっては新たな対応が必要になることも予想されます。その際には、都度、園医の山下先生と連携しご助言を頂きつつ、改めてお知らせや、お願いをいたしますので、ご理解、ご協力を頂けますようお願いいたします。